

平成 29 年 8 月 21 日

お客様各位

一般社団法人 石膏ボード工業会

省令準耐火構造の製品拡大仕様の承認取得について

一般社団法人石膏ボード工業会は、木造軸組工法又は枠組壁工法の省令準耐火構造の住宅において「化粧せっこうボード (GB-D)」及び「シーディングせっこうボード (GB-S)」の利用を可能とすべく住宅金融支援機構と協議を重ねて参り、平成 28 年 12 月 16 日に新たな承認(承認番号 556-1)を取得致しました。

つきましては、新たに承認を取得致しましたことをご報告申し上げますとともに同構造の運用につきましては、ご説明させていただきます。

運用方法につきましては、別紙をご参照下さい。

承認書の運用について

1. 承認書について

1) 承認書の入手方法について

省令準耐火構造の承認書（承認番号 556-1）については、別紙1の承認書発行申込書に必要事項をご記入の上、最寄りの石膏ボードメーカーの窓口にご請求下さい。

2) 承認書の取り扱いについて

木造軸組工法又は枠組壁工法に化粧せっこうボード又はシージングせっこうボードを用いて「省令準耐火構造の住宅」とする場合は、住宅金融支援機構の住宅工事仕様書に、同承認書（仕様書含む）を添付して下さい。

2. 施工上の留意事項

1) シージングせっこうボード（GB-S）について

①同承認書では、シージングせっこうボード（GB-S）の 9.5 mm、12.5 mmが規定されております。

厚さ 12.5 mmのシージングせっこうボードは、発熱性 1 級（通称：不燃材料）のみが使用可能となっておりますので、**ご注意願います。**

②なお、2枚張りに用いる厚さ 9.5 mmのシージングせっこうボードに代えて、厚さ 12.5 mmのシージングせっこうボードを使用する場合は、発熱性 2 級以上（通称：準不燃材料）のものを使用することができます。

※ 発熱性 1 級を「通称：不燃材料」、発熱性 2 級以上を「通称：準不燃材料」と併記していますが施工時に建築基準法の基準に合致するかを確認し使用して下さい。

- 2) 省令準耐火構造の住宅の外壁の仕様について
省令準耐火構造の住宅では、外壁を建築基準法に定める防火構造とすることが必要です。
よって、**外壁の室内側に化粧せっこうボード（GB-D）及びシーディングせっこうボード（GB-S）**を使用する場合は、**防火構造の認定仕様を満足する必要があります。**

3. その他

- 1) 住宅金融支援機構では、ホームページ上で省令準耐火構造の住宅について解説されております。
詳細は、以下をクリックしてご確認下さい。

<http://www.flat35.com/business/shinchiku/syourei.html>

- 2) また、同機構では、省令準耐火構造に関して照会の多い内容を掲載した Q&A をホームページ上で公開されております。
Q&A は、以下をクリックしてご確認下さい。

<http://www.flat35.com/files/100504017.pdf>

以上

宛

省令準耐火構造承認書（写し）発行申込書

以下の住宅の建築にあたり、石膏ボード工業会が取得致しました省令準耐火構造の承認書（承認番号 556-1）の発行申込を致します。

工事名称			
建築場所	〒 都・道 府・県		
住宅概要	<input type="checkbox"/> 承認住宅におけるフラット 35 利用 （建築されようとする住宅がフラット 35 を利用される場合は、上記の <input type="checkbox"/> にレを入力下さい。）		
着工予定日		竣工予定日	

発行申込者	所属会社名		
	氏名		
	住所	〒	
	連絡先	TEL :	FAX :
		e-mail :	

※個人情報の取扱いについて

今回ご記入いただきました個人情報につきましては、省令準耐火構造の運用にかかわる照合等の目的で利用させていただくことに限定致します。